

須崎市立図書館資料除籍基準

令和7年10月15日

(目的)

第1条 この基準は、須崎市立図書館が所蔵する資料の除籍及び処分に関して必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 資料の効率的な利用と適正な管理を行い、須崎市民の要求に応じた特色ある蔵書構成を維持するために、必要に応じた資料の除籍及び処分を行う。

(除籍の対象資料)

第3条 除籍の対象となる資料及びその基準は、次のとおりとする。

(1) 不明資料

- ア 不慮の事故、災害などにより亡失したもの。
- イ 蔵書点検において3年以上不明本となり所在がわからないもの。
- ウ 督促等の努力にもかかわらず、回収不能なもの。
- エ 利用者の過失により亡失した資料。

(2) 汚損又は破損した資料

- ア 汚損、破損、書き込み、切り取り等があり使用できなくなったもの。
- イ 修理、製本によつての補修が困難なもの。
- ウ 利用者の過失により汚損、破損した資料で、同じ資料での弁償が不可能なもの。

(3) 不要資料

ア 図書資料

- (ア)一般図書及び児童図書における学習に供する分野のうち、社会変化により内容において資料価値を失ったもの。ただし、過去の統計、出来事を調べるための資料は除く。
- (イ)受入後相当期間が経過している、又は複本、類書が多くある資料のうち、利用頻度が低下し、将来にわたり保存する必要のないもの。ただし、児童図書の実用書は、他の資料で代替可能な場合のみを対象とする。
- (ウ)新版、改訂版資料の入手によって、代替可能となった旧版資料等。なお、児童図書においては、当該分野の利用頻度、出版動向を考慮し、検討する。
- (エ)児童図書は、世代を超えて読み継がれているかどうか、評価が定まっているかは、貸出し回数だけではなく、児童書研究書等に掲載されているかどうかを目安とする。

イ 逐次刊行物

- (ア)保存期間一覧に準じ、保存年限を過ぎたものは除籍対象とする。

(イ)所定の年数を経過した新聞（高知新聞は2年、その他の新聞は1年）

ウ 視聴覚資料

(ア)館長が時代に適さないと判断したもの。

(イ)館内で再生できないもの。

(除籍対象外の資料)

第4条 次の資料は、原則として除籍及び処分の対象としない。

- (1) 地域資料、行政資料（須崎市の合併前の変遷がわかるもの）。
- (2) 絶版等により入手困難な資料的価値の高い一般書、絵本。
- (3) 県内の図書館に所蔵のない資料、絶版などにより入手困難な資料。
- (4) その他、館長が必要と認めたもの。

(資料の除籍及び処分に関する手続き等)

第5条 資料の除籍及び処分に関する手続き等は次のとおりとする。

- (1) 除籍資料の選定は職員が行う。
- (2) 除籍資料の選定に当たっては、資料的価値、利用頻度、市民の要求等を総合的に検討しながら慎重に行う。
- (3) 資料を除籍及び処分しようとするときは、除籍リストを作成し規定により処理するものとする。
- (4) 除籍後は、有効活用できる資料はリサイクル図書として市民に提供するほか、市内各施設に無料で譲渡することができる。但し視聴覚資料は除く。